

## ご寄附（賛助会費を含みます）を頂いた場合の税額控除等について

公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま（VSCO）は、岡山県知事から平成25年4月1日付で公益社団法人に認定されました。これにより、VSCOにご寄附（賛助会費を含みます）を頂いた場合、次のような税制上の優遇措置を受けることができますので、お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

### I 個人が1月から12月までの間に支出した寄附金について

#### 所得税

寄附者（納税者）は、特定寄付金として確定申告をする際、所得控除制度と税額控除制度のうちどちらか一方を選択することができますが、小口の寄附の場合には税額控除の方が減税効果が大きいと言われております。

（所得控除）

$$\begin{array}{l} \text{課税所得} \\ \left[ \begin{array}{l} \text{所得} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{所得} \\ \text{控除} \\ \text{額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{税率} \end{array} = \begin{array}{l} \text{税} \\ \text{額} \end{array} \end{array}$$

（税額控除）

$$\begin{array}{l} \text{税} \\ \text{額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{税額} \\ \text{控除} \\ \text{額} \end{array}$$

【税額控除額の算出式】は、次のとおりです。

$$[\text{税額控除対象寄附金}(\text{※1}) - 2,000\text{円}] \times 40\% = \boxed{\text{控除対象額}(\text{※2})}$$

この額が、所得税額から  
控除されます。

※1 寄附金合計額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

従って、その年中の寄附金合計額がVSCOの賛助会費（個人）5口のみの場合、

$$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 3,200\text{円} \text{が所得税額から控除されます。}$$

なお、税の還付は、年末調整ではできませんので、確定申告が必要です。確定申告の際には、VSCOが発行した寄附金受領証明書を添付して下さい。

#### 個人住民税

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できますが、個人住民税の寄附金控除は、全国一律ではなく、各都道府県・市町村がそれぞれの条例で定めておりますので、それぞれのホームページまたは徴税窓口でお問い合わせ下さい。岡山県の場合、「寄附金等の合計額のうち2,000円を超える金額の4%に相当する金額が翌年度の個人県民税に所得割の額から控除されます。」

## II 法人がその事業年度中に支出した寄附金について

### 損金算入限度額

寄附者が①②の場合、支出した寄附金のうち下記Bの金額が下記Aとは別枠で損金の額に算入されます。

寄附者が③④⑤の場合は、下記Aのみが損金の額に算入されます。

寄附者	損金算入限度額	
	A (一般寄附金)	B
① 一般社団法人・一般財団法人	所得の金額×1.25/100	所得の金額×6.25/100
② 株式会社等	(資本金等の額×当期の月数/12 × 0.25% + 所得の金額×2.5%) × 1/4	(資本金等の額×当期の月数/12 × 0.375% + 所得の金額×6.25%) × 1/2
③ 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人	所得の金額×50/100、か 200万円のうち、いずれか多い方	
④ 特例民法法人	所得の金額×20/100	
⑤ 公益社団法人、公益財団法人	所得の金額×50/100、か 公益目的事業実施のため 公益目的事業に支出した 金額のうち、いずれか多い方	

## III 相続財産の全部または一部を贈与して頂いた場合

相続または遺贈によって財産を取得された方が、相続税の申告期限までに、その財産の全部または一部を VSCO に贈与された場合には、その贈与された財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎には算入しないこととされております。